

訪問介護（第1号訪問事業）重要事項説明書

1 当社が提供するサービスについての窓口

事業所の営業日及び営業時間は次の通りです

（営業日）月曜日～金曜日（年末年始 12/29～1/3 お盆 8/13～8/16 祝日を除く）

（営業時間）午前9：00～午後5：45

TEL 0749-45-0280 FAX 0749-45-0171

緊急連絡先：080-2521-7245

※ ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

2 訪問介護事業所つくし の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

◎サービス提供日：月～日（年中無休） ◎サービス提供時間：0：00～24：00

事業所名	ヘルパーステーション つくし
所在地	〒527-0135 滋賀県東近江市横溝町 308
介護保険指定番号	訪問介護 2570501086
通常事業実施地域	旧湖東町地域
開設年月日	平成24年3月1日

3 事業の目的

（1）株式会社 雅が開設するヘルパーステーションつくし（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（第1号訪問事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業（訪問介護相当サービス）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態、要支援状態又は事業対象者の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護サービス（指定訪問介護サービス相当）の提供を確保することを目的とする。

4 損害補償

（1）事業者はサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

5 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	
管理者 サービス提供責任者	実務者研修 介護福祉士	1名以上		業務の総括 サービスの調整 相談援助	
従事者	初任者研修修了者	2名以上	6名以上		
	介護福祉士				

※ 職員の人数は、令和6年1月1日 現在のものです。

(ア) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 9:00~17:45	早朝① 6:00~8:00	夜間② 18:00~22:00	深夜③ 22:00~6:00	
平日	○	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	○	

※ 時間帯により①②は 1.25 倍 ③は 1.5 倍利用者負担料金が異なります。

※サービス利用に関する留意事項

6 サービス内容

(1) 身体介護

- ・利用者の身体に直接接触して行う介助
- ・その介助を行うために必要な準備、後始末
- ・利用者の日常生活を営むのに必要な機能向上等のための介助及び専門的な援助

(生活介助) 食事介助、全身清拭、全身浴介助等

(身の回り介護) 排せつ介助、部分清拭、部分浴介助、整容介助、更衣介助等

(動作介護) 体位交換、移動介助、移乗介助、起床介助(寝床から起こす介助)、就寝介助(寝床に寝かす介助)

(2) 生活援助

- ・身体介護以外の訪問介護(掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助)

※以下の行為は「生活援助」に含まれませんのでご了承ください。

- ①商品の販売や農作業等生業の援助的な行為
- ②直接本人の援助に該当しない行為(利用者以外のものに関する洗濯・調理・買物・布団干し・主として利用者が使用する居室等以外の掃除・来客の対応、自家用車の洗車・清掃等)
- ② 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為(草むしり、花木の水やり、ペットの世話など)
- ③ 日常的に行われる家事の範囲を超える行為(家具・電気具等の移動・修繕・模様替え、大掃除・窓のガラス磨き、床のワックスがけ、室内外家屋の修理・ペンキ塗り、植木の剪定等の園芸、正月・節句等のために特別な手間をかけて行う調理など)

※初回訪問時又は初回訪問と同月内の訪問時にはサービス提供責任者自らが訪問介護を行うか、他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問を行います。

7 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割、2割又は3割負担です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担になります。

(訪問介護)

【 料金表 基本料金 】

身体介護

令和 6 年 4 月 1 日改定

20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上～1 時間未満	1 時間以上～1 時間 30 分未満	以降 30 分毎
163 単位 ①166 円②332 円 ③498 円	244 単価 ①249 円②498 円 ③747 円	387 単位 ①395 円②790 円 ③1,185 円	567 単位 ①579 円②1,158 円 ③1,737 円	82 単位 ①84 円②168 円 ③252 円

生活援助

↓ 身体介護に引続き生活援助を行った場合に、①の料金に追加される料金

20 分以上 45 分未満	45 分以上	20 分以上～45 分未満	45 分以上～70 分未満	70 分以上～
179 単位 ①183 円②366 円 ③549 円	220 単価 ①225 円②450 円 ③675 円	313 単位 ①65 円②130 円 ③195 円	378 単位 ①130 円②260 円 ③390 円	443 単位 ①195 円②390 円 ③585 円

①1 割負担 ②2 割負担 ③3 割負担

(第 1 号訪問事業)

【 料金表 基本料金 】

令和 6 年 4 月 1 日改定

区分内容	提供内容	法定利用単位	法定利用金額 (注 1)	負担額の目安 (1 割負担)	負担額の目安 (2 割負担)	負担額の目安 (3 割負担)
訪問型サービス 11	事業対象者・要支援 1・要支援 2 (週 1 回程度)	1,176 単位	12,006 円	1,201 円	2,402 円	3,602 円
訪問型サービス 12	事業対象者・要支援 1・要支援 2 (週 2 回程度)	2,349 単位	23,983 円	2,399 円	4,797 円	7,195 円
訪問型サービス 13	事業対象者・要支援 1・要支援 2 (週 2 回を超える程度)	3,727 単位	38,052 円	3,806 円	7,611 円	11,416 円
区分内容	提供内容	法定利用単位		負担額の目安 (1 割負担)	負担額の目安 (2 割負担)	負担額の目安 (3 割負担)
訪問型サービス 21	事業対象者・要支援 1・要支援 2 (週 1 回程度/1 か月につき 4 回まで)	287 単位		293 円	586 円	879 円
	事業対象者・要支援 1・要支援 2 (週 2 回程度/1 か月につき 8 回まで)	2,930 円				
	事業対象者・要支援 1・要支援 2 (週 2 回を超える程度/1 か月につき 12 回まで)					

訪問型サービス 22	生活援助が中心である場合	179 単位	(1 割負担)	(2 割負担)	(3 割負担)
	所定時間 20 分以上 45 分未満の場合	1,827 円	183 円	366 円	548 円
訪問型サービス 23	生活援助が中心である場合	220 単位			
	所定時間 45 分以上の場合	2,246 円	225 円	449 円	674 円
訪問型短時間サービス	短時間の身体介護または生活援助が中心である場合 (20 分未満)	163 単位	166 円	333 円	499 円
	※1 月につき 22 回まで	1,664 円			

(注 1) 1 単位の単位は、地域サービスの種類により区分が定められています。東近江市の予防訪問介護における単価は、10.21 円となります。

訪問型サービス 処遇改善加算 (I)	総単位 (基本サービス+各種加算) × サービス別加算率 (13.7%) × 10.21 円	左記計算より算出 された金額の 1 割	左記計算より算出 された金額の 2 割	左記計算より算出 された金額の 3 割
訪問介護サービス 特定処遇改善加算 (II)	総単位 (基本サービス+各種加算) × サービス別加算率 (4.2%) × 10.21 円	左記計算より算出 された金額の 1 割	左記計算より算出 された金額の 2 割	左記計算より算出 された金額の 3 割
訪問型サービス ベースアップ等加算	総単位 (基本サービス+各種加算) × サービス別加算率 (2.4%) × 10.21 円	左記計算より算出 された金額の 1 割	左記計算より算出 された金額の 2 割	左記計算より算出 された金額の 3 割

※初回加算 200 単位/月加算されます。(初回のみ)

「初回加算については、新規に訪問介護計画 (介護予防生活支援サービス計画含む) を作成したお客様に対して、初回もしくは初回の属する

月の本サービス提供に関して、サービス提供責任者もしくはサービス提供責任者の同行のもとサービス提供を行った場合に加算します」

①介護職員処遇改善加算 I 総単位数に 24.5%加算されます。

「介護職員処遇改善加算については、介護職員の賃金改善、質の向上を目的とした加算で、各種加算減算を行った月間の合計単位数に上記の割合が加算されます」

②介護職員特定処遇改善加算 II 総単位数に 4.2%加算されます。

③ベースアップ等支援加算 総単位数に 2.4%加算されます。

上記①②③の加算は R6 年 6 月 1 日より (新加算) 介護職員等処遇改善加算 II 22.4%加算されます (一本化)

※地域区分 7 級地 10.21%加算されています。

※基本料金に対して、早朝・夜間帯は 25%増し、深夜は 50%増しとなります。(第 1 号訪問事業は対象外)

※ 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくお客様の居宅サービス計画 (ケアプラン) に定められた目安の時間を基準とします。

※ やむを得ない事情でかつ、お客様の同意を得て、二人で訪問した場合は二人分の料金となります。

※同一建物に対する減算

本事業所が所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは本事業所と同一の建物に居住するお客様に対して本サービスを行った場合は、所定単位数の 90%に相当する料金をお支払いいただきます。また、本事業所における 1 月あたりのお客様が同一の建物に 20 人以上居住する建物のお客様に対して本サービスを行った場合も、所定単位数の 90%となります。

(2) 交通費

2の(1)の通常事業実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ホームヘルパーがお尋ねするための交通費(自動車(原付2輪を含む)として通常事業実施地域を超えた地点から1kmにつき30円が必要です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は、至急ご連絡ください。

連絡先 0749-45-0280

※お客様が不在などのため、サービス提供ができない場合は30分間現地にて待機いたします。

この時間を過ぎてもお客様が不在の場合は、サービスの中止とみなしキャンセル料をいただきます。

また、30分以内に開始となる場合には、予定通りのサービス時間帯といたします。

利用日の前営業日の午後5時までにご連絡をいただいた場合	無 料
連絡が遅れた場合またはご連絡をいただかなかった場合	介護保険料の1割、2割又は3割

※ただし、利用者の病変・急な入院・施設入所など、やむを得ない事情による中止の場合にはキャンセル料はいただきません。

(4) その他

- ① お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気、電話および交通費の実費(通院・買い物などの際、交通機関を使用した場合)の費用はお客様のご負担になります。
- ② 料金のお支払い方法
毎月、下旬までに前月分の請求をいたしますので、当月末日までにお支払いください。お支払い方法は、現金支払い・郵便局口座自動引き落としのどちらかをご契約の際に選べます。なお、現金支払いの方は、支払いの際に領収書をお渡しします。口座引き落としの方は、引き落とし後に領収書を発行します。
- ③ お客様に関するサービス提供記録の複写物の交付を希望される場合は、その実費相当をご負担いただきます。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① 利用するには居宅サービス計画(ケアプラン)が事前に必要です。ケアプランが無い方は、事前に居宅介護支援専門員とご相談下さい。
- ② サービスを提供するには、ケアプランに沿った訪問介護計画案を作成するため、サービス提供責任者が自宅に訪問します。
- ③ サービス提供責任者が作成した訪問介護計画案に同意を得たうえで、サービスを開始いたします。

(2) サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合
・サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
・人員不足などやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了一ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ・ お客様がお亡くなりになった場合。

④ その他

- ・ 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱するような行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約の意思をご連絡いただくことによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様がサービス利用料金の支払いを二ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 15 日以内に支払われない場合、またはお客様やご家族などが事業者やサービス従事者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 当社の訪問介護サービスの特徴など

(1) (指定訪問介護運営の方針)

指定訪問介護（訪問介護相当サービス）においては、要介護者等（要支援状態）に維持若しくは改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は、向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 訪問介護（訪問介護相当サービス）においては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 事業者は利用者の人権擁護、虐待の防止用語等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 訪問介護（訪問介護相当サービス）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。
- 7 訪問介護相当サービス「東近江市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の人員、設備運営及び費用に関する基準を定める要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	○	変更を希望される場合はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	○	同性介助・移乗時の力仕事等
従業員への研修の実施	○	毎月主治医の意見に基づく介護技術・連携の向上を目的とした研修
サービスマニュアルの作成	○	緊急マニュアル・ヘルパー指示書・評価結果の公表確認

10 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、主治医・救急隊・親族・民生委員・居宅介護支援事業所などへ連絡いたします。

主治医	氏名 連絡先	
ご家族	氏名 連絡先	
その他	氏名 連絡先	

1.1 虐待、身体拘束防止について

事業者は利用者の人権擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- ①虐待、身体拘束を防止するための指針を整備する
- ②対策を検討する委員会の定期的な開催
- ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業者はサービス提供中に当該事業所の訪問介護員又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行ってはならないとし、身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1.2 業務継続計画の策定等

事業者は感染や非常災害の発生において、利用者に対する訪問介護サービス（訪問介護相当サービス）の提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再生を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。協力を行う体制を構築するよう努める。

1.3 サービス内容に関する苦情

①当社お客様相談・苦情担当

サービス提供責任者 …… 加藤礼子 …… 電話番号 …… 0749-45-0280

②苦情処理を行うための処理体制

- ・苦情又は、相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・管理者は訪問介護員に事実関係の確認を行う。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定する。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。

③その他参考事項

- ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場に立って検討し、対処する。

④その他

当社以外に区市町の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます。

滋賀県国民健康保険団体連合会（国保連）

電話番号 077-522-2651(代) FAX 077-522-2628

〒520-0043 大津市中央4丁目5番9号

対応時間 月～金（祝祭日を除く）9：00～17：00

東近江市 長寿福祉課

電話番号 0748-24-5678 FAX0748-24-5678

〒527-8527 東近江市八日市緑町10番地5

対応時間 月～金（祝祭日を除く）8：30～17：15

滋賀県運営適正化委員会

電話番号 077-567-4107 FAX 077-567-3061

〒525-0072 草津市笠山7丁目 8-138（県立長寿社会福祉センター内）

対応時間 月～金（祝祭日を除く）9：00～17：00

1.4 （個人情報保護）

事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

1.5 当社の概要

名 称	株式会社 雅 ヘルパーステーション つくし
代表者氏名	代表取締役 加藤 雅己
所 在 地	滋賀県東近江市横溝町 308
電 話 番 号	0749-45-0280

定款（第1章 第2条1号、4号）の目的に定めた事業

1. 介護保険法に基づく訪問介護事業
2. 介護保険法に基づく第1号訪問事業

第三者評価について

- ・事業所が自ら自己評価を行い、結果を運営推進会議に報告した上で公表する

事故発生時の対応

- ・万一、事故が発生した場合には、ご家族にご連絡いたします。
病院への受診や緊急な対応が必要な場合、ご家族にその旨をお伝えし、事業所側で対応いたします。
その際、ご家族には病院に向かっただくことをお願いします。
なお、必要ある場合には、保険者である市町長に対し事故発生の概況等を報告いたします。

訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 〒527-0135
滋賀県東近江市横溝町 308
名称 株式会社 雅 ヘルパーステーション つくし
説明者 管理者（兼）サービス提供責任者 加藤 礼子 印

本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意します。

利用者 利用者代理人（代理人を選任した場合）

住 所 住 所
氏 名 印 氏 名 印

利用者との関係_____